**第三部**　給付に関する規定

**第一章**　日本国の給付に関する規定

**第十四条**　日本国の老齢給付及び遺族給付に係る通算

1　日本国の法令による老齢給付及び遺族給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいてこれらの給付を受ける権利を確立するため、日本国の実施機関は、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、ハンガリーの法令による保険期間を考慮する。ただし、この1の規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、ハンガリーの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

3　この条の規定の適用に当たっては、ハンガリーの法令による保険期間であって、時期が特定されないものは、考慮しない。

**第十五条**　遺族給付に関する特別規定

1　日本国の法令が、遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がハンガリーの法令による保険期間中にあるときは、遺族給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2　この条の規定の適用に当たっては、ハンガリーの法令による保険期間であって、時期が特定されないものは、考慮しない。

3　1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の日本国の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

4　第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

**第十六条**　日本国の老齢給付及び遺族給付の額の計算

1　日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国の法令に基づく老齢給付及び遺族給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って給付の額を計算する。

2　遺族基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにハンガリーの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3　日本国の被用者年金制度の下での遺族給付（日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間及びハンガリーの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4　2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5　老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であって、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

**第十七条**　第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

**第二章**　ハンガリーの給付に関する規定

**第十八条**　通算

1　ハンガリーの法令が給付を受ける権利を確立するために一定の保険期間を満たすことを要件として定めている場合において、完全給付のための十分な保険期間を有しない者については、ハンガリーの実施機関は、日本国の法令による保険期間とハンガリーの法令による保険期間とが重複しないことを条件として、日本国の法令による保険期間をハンガリーの法令による保険期間として考慮する。

2　ハンガリーの給付が支給されている場合には、日本国の法令による保険期間の追加的な累積の結果として、ハンガリーの給付を変更し、又は再計算してはならない。

**第十九条**　ハンガリーの部分給付の額の計算

1　ハンガリーの実施機関は、前条1の規定の適用によりハンガリーの法令による給付を受ける権利が確立される場合には、

(a)　両締約国の法令による保険期間であって通算されたものがハンガリーの法令による保険期間であるとした場合に支給される理論上の給付の額を計算する。

(b)　(a)の規定に従って計算された理論上の額に基づいて、両締約国の法令による全ての保険期間に対するハンガリーの法令による保険期間の比率を適用することにより、実際に支払われる給付の額を決定する。

2　1の規定の適用上、ハンガリーの法令による保険期間における収入及びハンガリーの法令の下で納付された保険料を考慮する。

**第二十条**　給付の重複

ハンガリーの法令による一の給付を受ける権利又は一の給付の支払とハンガリーの法令による他の給付を受ける権利若しくは他の給付の支払又はその他の収入とが重複する場合において、当該一の給付を受ける権利又は当該一の給付の支払を排除し、又は制限するハンガリーの法令の規定は、適当な場合には、ハンガリーの法令による一の給付を受ける権利又は一の給付の支払と日本国の法令による給付を受ける権利又は給付の支払とが重複する場合にも、適用する。

**第二十一条**　一年未満の保険期間

ハンガリーの法令による保険期間が一年未満であり、かつ、給付を受ける権利が確立されない場合には、ハンガリーの実施機関は、第十八条1の規定を適用せず、かつ、給付を支給しない。

**第四部**　雑則

**第二十二条**　行政上の協力

1　両締約国の権限のある当局は、

(a)　この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。